

令和7年度 特別支援教育就学奨励費のお知らせ

つくば市では、小学校・中学校・義務教育学校等の特別支援学級等に在籍する児童生徒の保護者の就学に係る経済的な負担を軽減するため、学用品・通学用品購入費や給食費などの一部を補助する「特別支援教育就学奨励費」制度があります。

1 制度の対象となる方

つくば市に住所があり、①～③のいずれかに該当する方が対象です。ただし、①・②については、世帯の所得額が認定基準額※<sup>1</sup>に該当する方が対象となります。

- ① つくば市立小・中・義務教育学校の特別支援学級に在籍している児童生徒の保護者
- ② つくば市立小・中・義務教育学校又は茨城県立中学校、中等教育学校（前期課程）の通常学級に在籍し、学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度※<sup>2</sup>に該当する児童生徒の保護者
- ③ 他校で通級による指導を受ける児童生徒の保護者

※1 認定基準額

| 世帯人数 | 家族構成（モデルケース）              | 認定基準額の目安 |
|------|---------------------------|----------|
| 2人   | 父又は母40代・子1人（6年生）          | 325万円以下  |
| 3人   | 父30代・母30代・子1人（1年生）        | 446万円以下  |
| 4人   | 父30代・母30代・子2人（2年生、4年生）    | 557万円以下  |
| 5人   | 父40代・母30代・子3人（5歳、2年生、6年生） | 621万円以下  |

※表中の金額は、給与所得控除後の金額です。  
※援助を受けられる目安となる基準所得額は、家族構成、年齢、人数等により変動するため、おおよその目安としてください。

※2 制度の対象「②」に係る学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度について

- ・原則として、障害の程度は「身体障害者手帳」又は「療育手帳」の写しにより確認します。手帳をお持ちでない場合、医師の診断書が必要です。
- ・LD（学習障害）、ADHD（注意欠如・多動性障害）等の発達障害、又は精神障害（精神障害者保健福祉手帳の交付者）は下記「障害の程度」に該当しません。そのため、特別支援学級に在籍されている場合を除き、制度の対象には該当しません。

| 区分     | 障害の程度                                                                                                                                                                                                                                             |
|--------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 視覚障害者  | 両眼の視力がおおむね0.3未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難※ <sup>1</sup> な程度のもの<br>※ 通常の文字、図形等の視覚による認識にかなりの時間を要するとともに、すべての教科等の指導において特別の支援や配慮を必要とし、かつ、障害を改善・克服するための特別な指導が系統的・継続的に必要であること                                     |
| 聴覚障害者  | 両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上のものうち、補聴器や人工内耳等の使用によっても通常の話を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの                                                                                                                                                                           |
| 知的障害者  | 1 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの<br>2 知的発達の遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないものうち、社会生活への適応が著しく困難なもの                                                                                                                                            |
| 肢体不自由者 | 1 肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの<br>2 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないものうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの                                                                                                                                    |
| 病弱者    | 1 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療※ <sup>1</sup> 又は生活規制※ <sup>2</sup> を必要とする程度のもの<br>2 身体虚弱の状態が継続して生活規制※ <sup>2</sup> を必要とする程度のもの<br>※1 医師を中心とした診断や治療のこと。日常的な薬の服用や自己注射等は含まない<br>※2 疾患により、運動や日常の諸活動（歩行、入浴、読書、学習等）及び食事の質や量が著しく制限されるものであること |

## 2 支給内容

| 制度の対象 | 支給費目                                         |
|-------|----------------------------------------------|
| ①・②   | 学用品・通学用品購入費、新入学児童生徒学用品購入費※、校外活動費、修学旅行費、学校給食費 |
| ③     | 通学費（他校で通級による指導を受ける際に要する交通費に限る）               |

※新入学児童生徒学用品購入費は、下記の当初申請期限までに申請し、認定された方にのみ支給します。

## 3 申請書類

| 書類                                 | 提出が必要な方                  |
|------------------------------------|--------------------------|
| 特別支援教育就学奨励費支給申請書                   | 申請者全員                    |
| 収入額需要額調書                           |                          |
| 特別支援教育就学奨励費支給請求書                   |                          |
| 通帳又はキャッシュカードの写し※ <sup>1</sup>      |                          |
| 令和7年度市・県民税課税(非課税)証明書※ <sup>2</sup> | 令和7年1月1日時点でつくば市に住民登録がない方 |
| 児童生徒の障害の程度が確認できる書類※ <sup>3</sup>   | 制度の対象「②」に該当する方           |

※1 金融機関名又は金融機関コード、支店名又は支店コード、口座名義、口座番号がわかる箇所の写し。令和5年度に認定を受け、同じ口座を希望する場合は、提出を省略することができます。

※2 令和7年度の課税(非課税)証明書は6月1日以降に取得できます。年度当初の申請希望で、申請書と同時に提出できない場合は、申請期限までに証明書以外の書類を提出し、証明書は取得後に学校又は学務課に提出してください。

※3 身体障害者手帳、療育手帳又は医師の診断書。

## 4 申請先・申請期限

- 申請先 在籍している学校又はつくば市役所本庁舎4階教育局学務課  
※つくば市外の県立中学校等に在籍の方は、学務課へ提出（郵送可）してください。
- 当初申請期限 **令和7年6月2日（月）【期限厳守】**

- \* 期限までに申請し、認定された方は、原則4月から支給対象となります。（5月以降転入の方を除く）
- \* 当初申請の審査結果は、7月に郵送にて通知します。
- \* 当初申請期限以降も申請は随時受け付けていますが、認定された月からの支給になります。

## 5 支給方法

支給は、1年に3回（8月・10月・4月）、御指定の金融機関口座に振り込みを予定しています。支給金額の詳細は、つくば市ホームページに掲載してありますので、御参照ください。

URL：<https://www.city.tsukuba.lg.jp/kosodate/kyoiku/shitei/4/1017300.html>



## 6 注意事項

- 昨年度認定された方も、改めて申請が必要です。
- 支給決定後、婚姻、転居等で世帯の状況が変わった場合は、必ず学校又は学務課まで御連絡ください。
- 住民税の申告が済んでいない場合、審査ができません。収入の有無に関わらず、市役所2階市民税課又は税務署で申告をしてください。
- 就学援助制度と同時の申請をすることは可能ですが、重複して支給を受けることはできません。どちらも認定となった場合には、就学援助費の支給が優先されます。
- 年度途中の申請については、令和8年3月13日（金）が申請期限となります。

問合せ先  
つくば市研究学園一丁目1番地1 つくば市役所本庁舎4階  
つくば市教育局学務課 学務係  
受付時間 午前8時45分から午後4時30分  
☎029-883-1111（代表） 内線 4643、4644、4790